

(仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2025年7月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間	1
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ..	4

第1章 環境影響評価方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1.5ヶ月間(48日間)縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年5月14日(水)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和7年5月14日(水)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。[別紙1参照]

・東奥日報(朝刊)25面

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

関係自治体の広報誌に情報を掲載した。

・広報むつ vol.131 2025年5月号 p.5 [別紙2-1参照]

<https://www.city.mutsu.lg.jp/government/koho/kohomutsu/files/5koho.pdf>

・広報ひがしどおり 令和7年5月号 p.12 [別紙2-2参照]

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/files/100868055.pdf>

③ インターネットによるお知らせ

令和7年5月14日(水)から下記のウェブサイト情報を掲載した。

・青森県 [別紙3-1参照]

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_anken_all.html

・東通村 [別紙3-2参照]

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000196.html>

・むつ市 [別紙3-3参照]

<https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/2025-0509-1558-41.html>

・株式会社ユーラスエナジーホールディングス [別紙3-4参照]

<https://www.eurus-energy.com/assessment/127527/>

(3) 縦覧期間

令和7年5月14日(水)から令和7年6月30日(月)まで(土・日・祝祭日を除く開庁時)

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎及び現地事務所での縦覧

関係自治体の庁舎2箇所において縦覧を行った。

・東通村役場企画課(青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34) 8:15~17:00

・むつ市役所環境政策課(青森県むつ市中央一丁目8番1号) 8:30~17:15

② インターネットの利用による縦覧

事業者のウェブサイトの方法書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

・事業者のウェブサイト [別紙3-4参照]

<https://www.eurus-energy.com/assessment/127527/>

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎における縦覧者数は、2名であった。

- ・東通村役場企画課 0名
- ・むつ市役所環境政策課 2名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1、別紙2-1～2-2、別紙3-1～3-4 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1) 東通村

① 小田野沢地区学習等供用センター（青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向 37-2）

- ・開催日時：令和7年5月24日（土）13:00～14:00
- ・来場者数：8名

② 砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」（青森県下北郡東通村大字砂子又字川原 10-1）

- ・開催日時：令和7年5月24日（土）17:30～18:30
- ・来場者数：0名

2) むつ市

③ 奥内小学校 多目的活動室（むつ市大字奥内字中野 40）

- ・開催日時：令和7年5月25日（日）13:00～14:00
- ・来場者数：9名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、公告の日から縦覧期間満了の日までの間、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年5月14日（水）から令和7年6月30日（月）まで
（郵送の場合は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。

[別紙4参照]

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・事業者への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通（意見書箱への投函1通、郵送3通）、意見総数は10件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第8条及び第9条に基づき、環境の保全の見地からの意見が5通（意見総数17件）提出された。方法書についての一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表1に示すとおりである。意見の概要については原文のまま記載した。

表1(1) 方法書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	当社は、現在、東通村内に2基の原子力発電所の建設を計画しています。この発電所の建設時ならびに運転開始以降においても安定的に水を確保することが必要となるため、河川管理者である東通村より小老部川下流部において河川から取水する（水利使用）許可を得ております。 御社の本計画により、当社の当該取水に対する影響が懸念されることから、次の2点について要望いたします。 ・御社の本計画（工事から事業完了まで）による当該河川の流況（時季ごとの流量）や水質（濁水など）への影響に関する評価を行い、その結果を公表いただきたい。 ・御社の本計画（工事から事業完了まで）により当社の取水に影響が生じないよう、適切な対策を講じていただきたい。	方法書にて記載した調査地点及び時期にて河川の流量及び浮遊物質量について現地調査を実施いたします。その結果は環境影響評価準備書に取りまとめ公表いたします。 河川の流量は環境影響評価における選定項目の対象外ではありますが、周辺河川へ土砂が流出しないよう、改変面積の縮小化や工事中の沈砂池及びしがら柵等の設置を今後検討いたします。また、各種許認可に基づき、代替施設や残地森林等を設置することで極力涵養力の保全に務めます。 貴社の工事中発電所への取水については、本事業の工事から事業完了までの期間において、影響が生じないよう適切な対策を講じます。 なお、今後の造成検討において、風車設置箇所ではボーリング調査を実施いたします。地下水についてはボーリング調査結果を踏まえて把握に努めます。

表1(2) 方法書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	当社は発電所の運転に必要な工業用水取水を目的として、河川管理者である東通村より許可を得て、小老部川下流部において取水しております。御社の事業計画により、当社取水に対する影響が懸念されることから、以下のとおり要望いたします。 ・御社の事業計画（着工から事業完了まで）による当該河川の流況や水質への影響に関する評価を行い、その結果を公表いただきたい。 ・御社の事業計画（着工から事業完了まで）により当社の取水に影響が生じないよう、適切な対策を講じていただきたい。	方法書にて記載した調査地点及び時期にて河川の流量及び浮遊物質量について現地調査を実施いたします。その結果は環境影響評価準備書に取りまとめ公表いたします。 河川の流量は環境影響評価における選定項目の対象外ではありますが、周辺河川へ土砂が流出しないよう、改変面積の縮小化や工事中の沈砂池及びしがら柵等の設置を今後検討いたします。また、各種許認可に基づき、代替施設や残地森林等を設置することで極力涵養力の保全に務めます。 貴社の工事中発電所への取水については、本事業の工事から事業完了までの期間において、影響が生じないよう適切な対策を講じます。 なお、今後の造成検討において、風車設置箇所ではボーリング調査を実施いたします。地下水についてはボーリング調査結果を踏まえて把握に努めます。

表 1(3) 方法書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	プロペラによる低周波振動はいかがかもであろう。	環境省における「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と整理されており、環境影響評価における参考項目からも除外されております。 しかし、人によってはわずらわしさ(アノイアンス)を感じる可能性があることから、事業の実施にあたっては、今後の現地調査にて近隣の住宅付近において超低周波音の現況測定調査を適切に実施し、調査結果を踏まえた予測及び評価を行います。その結果は、環境影響評価準備書にとりまとめ、公表いたします。
4	森林伐さいに対する地表降雨に対する影響は自然災害との問題はいかに。	今後の事業計画の検討にあたっては、地形や地質に関する情報を適切に把握し、崩壊土砂流出危険地区等の指定状況に留意し、安全な風車配置等の事業計画を検討します。また、ボーリング調査を実施し、地質・地盤等を確認の上、各種許可基準等を踏まえた適切な土木設計(排水や造成)を行います。
5	野生動物の生息地とエネルギーの必要性はどの点で考えておりますか。	野生生物への影響については、今後の現地調査をふまえ、準備書にてお示しいたします。大きな影響が生じないよう事業計画を検討し、野生生物の生息地と風力発電所の共存をはかってまいります。

表 1(4) 方法書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	以前、青森のブナ林が大好きでよく各地を訪れました。 太く白い基幹で葉の緑も鮮やかです。 また保水力があり、美味しい水資源の元になります。 ヒバも香りが良く貴重な材木になります。 生育には数十年かかり、数百年育ちます。 この機会に、増やし育てる環境保全を目指してほしいと思います。	各種許認可に基づき、代替施設や残地森林等の設置を検討し、極力涵養力の保全に務めてまいります。
7	①保護・保全だけでなく、植林・整備により森を作る活動を追加して頂きたいです。 今回の大規模な改変はベストタイミングだと思います。 野鳥や動物が集い、人々がキャンプやトレイルラン・森林浴を楽しみ自然を満喫できる環境を未来に渡して欲しいです。 環境保全の見方を広く捉えることで、今回の開発が将来にレガシーとなるチャンスだと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。弊社では、地域との共生について取り組んでおります。植林や森林整備等の森林振興についても、地元のみなさまのご意見もお伺いしながら検討してまいります。
8	②近隣に 250 基以上の大型風力発電の設置が予定されています。 各々の事業所が無人で遠隔地からの監視では急	当社が事業主体である近隣の風力発電事業は、当社の 100%子会社である株式会社ユーラステクニカルサービスが発電所の運転及び保守・メン

(表は次ページに続く。)

	な災害時に対応が遅くなります。 また現地の人々の利用や自然の状況がわかりにくくなります。 共同の現地事務所を設置し、高所の災害対応がすばやくできるヘリポートや消防自動車を用意し、事故の予防ができ、早い対応で重大な事故に至らぬような組織的な障害インフラを構築して頂きたいです。	テナンス作業を行っており、本事業も担当する予定です。東通村村内に事業所が設置されており、緊急時にすぐに駆け付けられる体制を構築しております。
9	③図 3.1-19(1) 希少猛禽類の生息地(オジロワシ) 図 3.1-19 (2)希少猛禽類の生息地(オオワシ) 貴重な鳥類の生息地です。 飛来や渡りは一時的なものなので、動体センサーを設置し風車の羽の停止対応をして頂きたいです。	施設の稼働による希少猛禽類、渡り鳥への影響については、専門家からの助言を踏まえたうえで、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた上で、環境保全措置を検討し、影響を回避又は極力低減いたします。
10	④ブレードの先端は時速 300km 以上になり飛散時は近隣に被害が発生します。 200m のブレードだと 900m 四方に飛散しますので風車の根本だけでなく、近隣の整備して下さい。	ブレードの破損等、風力発電設備の構造設計については、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、事業計画地における風況観測データを確認の上、ボーリング調査による地質・地盤等を踏まえた耐風性・耐震性に適合した設備を設置いたします。また、緊急時にはすぐに駆け付けられるよう、連絡体制を明確にいたします。

表 1(5) 方法書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	貴重かつ希少な天然林の大量伐採、森林の保水機能及び土砂流出防備機能の喪失の恐れ、離隔距離不足による送電線に対する物損の恐れ、風車後流による健康被害の恐れ、生態系破壊の恐れがあることから、計画の縮小及び環境と安全に十分配慮した風車の配置を求めます。	対象事業実施区域においては、水源かん養保安林が分布していること等を踏まえ、保水機能及び土砂流出防備機能への影響を考慮し、可能な限り森林の直接改変を回避する方針ですが、止むを得ず保安林を改変することとなった場合には、必要に応じて代替保安林の設置を検討する方針です。 また、送電線に対する物損の恐れのない離隔距離を確保した風車配置計画とする方針です。 生活環境や生態系への影響については、今後実施する現地調査の結果を踏まえて適切に予測及び評価を行ったうえで、風力発電設備等の配置等を検討し、影響を回避又は極力低減いたします。
12	■保護樹帯 風力発電機設置検討区域は国有林です。この国有林は機能類型として、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプに分類されています。 水源涵養タイプの森林とは「良質で豊かな水を供給する水源涵養機能の発揮を重視した森林です」1)。水源涵養タイプの森林のうち特に重要な林分は保護樹帯に指定されて、伐採に厳しい制約が課されています。保護樹帯の目的と伐採方法を「管理経営の指針」2)から引用します。 目的: ・皆伐による森林環境の急激な変化を緩和し、新生林分を気象害、火災及び病虫害からの保護並びに地力の維持を図る。 ・山地崩壊、土砂の流出及びなだれや落石等の防止並びに溪流及び道路保護を図る。 ・優れた景観の保護、保健休養施設及び主要道路からの景観保護を図る。 伐採: ・原則として単木伐採とし、地形、風向、林分構成等を考慮して伐採率 30%以内、かつ、保護樹帯の機能を損なわない範囲で行う。 ・選木は、成長衰退木を優先する。 以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。 風力発電機設置検討区域の保護樹帯の林分を施業実施計画図 3) と国土数値情報 4) から抜粋して下に示します。 ※事業者注：[別表 1-1 参照] 上の表と施業実施計画図を見比べてみてください。保護樹帯は遷急線を覆うように指定されています。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。風力発電機設置検討区域は中央は台地状の平坦な地形ですが臨縁部は浸食谷が発達しています。保護樹帯は侵食谷の上部の稜線の両側を覆うように指定されて	対象事業実施区域における保安林については、種別ごとの指定目的や機能等を考慮した上で改変区域の絞り込みを検討し、可能な限り直接改変を回避する方針です。

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	います。保護樹帯のある稜線上に風車を配置しないでください。アクセス道路の幅員は5m以上、さらに両側数メートルは伐採されるものと推定します。保護樹帯のある稜線に沿って20m程度の列状間伐が行われることを危惧します。これらの林分は伐採せず母樹として残すようにしてください。	
13	■山地災害防止タイプの天然林 山地災害防止タイプの森林とは「山地災害を防止し土壌を保全する機能の発揮を重視した森林です」1)。山地災害防止タイプは土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアに分けられます。事業実施想定区域にある山地災害防止タイプの森林は土砂流出・崩壊防備エリアに属します。土砂流出・崩壊防備エリアの天然林の伐採方法を「管理経営の指針」2)から引用します。 ・伐採は、成長衰退木、被害木を主な対象として行う。また、一斉林においては、整備の目標に誘導するために必要なものを対象として行う。 ・伐採方法は、森林の現況に急激な変化を与えないよう択伐によることを基本とする。 ・針葉樹を主とする天然林にあつては、混交する広葉樹の保残、育成に努める。 以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。 風力発電機設置検討区域の山地災害防止タイプの天然林を施業実施計画図 3) と国土数値情報 4) から抜粋して下に示します。 ※事業者注：[別表 1-2 参照] 上の表と施業実施計画図を見比べてみてください。滝の沢の支沢及び渡場沢の上部の稜線に配置されています。水源涵養タイプの保護樹帯と同じように遷急線を覆うようにあります。150年から200年という林齢からも分かるように、これらの林分は意図して伐らずに残されてきたものです。 水源涵養タイプの保護樹帯と土砂流出・崩壊防備エリアの上記の天然林はその水源涵養機能、土壌流出防備機能により、近年激甚化する豪雨災害から下流域を守る「流域治水」の要として期待される林分です。これらの林分を伐らないでください。 1) 国有林の機能類型: 東北森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/management/seibi/index.html 2) 管理経営の指針: 東北森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/pdf/sinnrinnkeikaku-233.pdf 3) 第6次国有林野施業実施計画図 東通 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku	対象事業実施区域における保安林については、種別ごとの指定目的や機能等を考慮した上で改変区域の絞り込みを検討し、可能な限り直接改変を回避する方針です。

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	/attach/attach/pdf/simokitazumen-176.pdf 第6次国有林野施業実施計画図 老部 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/attach/pdf/simokitazumen-177.pdf 4) 国土数値情報国有林野データ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html	
14	■送電線からの離隔距離 対象事業実施区域区域には電源開発の大間幹線(500kV)の送電線があります。これは大間原発につながる送電線です。風車は送電線からの離隔距離を十分取って配置してください。 経済産業省の資料5)に示されブレード折損・飛散事故のうち、飛散距離が200m以上のものは6件あります。 ※事業者注：[別表1-3 参照] 上の表を見てください。離隔距離は500m以上必要だと思います。 5) 新エネ事故対応WGの審議対象及び水平展開ルールの明確化等について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/029_03_00.pdf 6) 白馬ウインドファームのブレード折損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/017_01_01.pdf 7) 与那国風力発電所の事故について(報告) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/007_06_00.pdf 8) ユーラス肝付ウインドファーム風車破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/012_03_00.pdf 9) 東伯風力発電所4号機ブレード折損事故について(続報) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/023_01_01.pdf 10) 的山大島風力発電所 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/031_01_01_01.pdf 11) 番屋風力発電所5号機風車ブレード破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/024_03_00.pdf	送電線に対する物損の恐れのない離隔距離を確保した風車配置計画とする方針です。
15	■崩壊土砂流出危険地区 図3.2-24(2)に示されているように、対象事業実施区域の東部と国道338号に挟まれた段丘崖	今後の事業計画の検討にあたっては、地形や地質に関する情報を適切に把握し、崩壊土砂流出危険地区等の指定状況に留意し、安全な風車配置等

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	には多数の崩壊土砂流出危険地区があります。土石流が発生した場合、土砂が国道 338 号線を塞ぐだけでなく、東通原発(東京電力)の敷地に到達する可能性があります。風車は段丘崖から十分離して配置してください。	の事業計画を検討する方針です。また、ボーリング調査を実施し、地質・地盤等を確認の上、林地開発許可基準等を踏まえた適切な土木設計(排水や造成等)を行います。
16	■風車後流(wake) 風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けることによる健康被害が予想されます。風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 12)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは You Tube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています(D:ローター直径)[例えば 13)]。それでは、人間や動物にに対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は 120m~160m です[表 2.2-2]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。『風力発電機設置検討区域と最も近い配慮が特に必要な施設「住宅型有料老人ホームさくらの里」との距離は約 1.7km』、『最も近い住宅までの距離は約 1.3km』とあります。陸側から風が吹けば小田野沢地区が風車後流の影響を強く受けると考えます[図 3.2-9(1)~(2)]。風車は特に配慮が必要な施設や住居から最低でも 2km 以上離してください。 12) “Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case 13) 「港湾における風力発電について—港湾の管理運営との共生のためのマニュアル—ver. 1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf	健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。
17	■ツキノワグマ 対象事業実施区域はツキノワグマのすみかです。風車後方の気流の乱れや騒音に対するツキ	

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	ノワグマへの影響が懸念されます。 海外では哺乳類の風車の忌避が報告されています(14)。それによると、影響範囲は、トナカイで5km以上、オオカミで5km程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数kmに及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ツキノワグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 14)「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題(平成31年3月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000628.pdf 以上	今後実施する現地調査の結果を踏まえて適切に予測及び評価を行ったうえで、風力発電設備等の配置等を検討し、影響を回避又は極力低減いたします。

〔別表 1-1〕

林班	小班	林種	林齢	樹種	直下の沢（河川）
47	か	天然生林	125	アカマツ、他広葉樹	弥十郎沢（今泉川）
47	わ	天然生林	195	ヒバ、他広葉樹	コヤノ沢（青平川）
47	よ	単層林	109	アカマツ、他広葉樹	コヤノ沢（青平川）
48	か	天然生林	120	他広葉樹、ヒバ	無名の沢（青平川）
48	わ	天然生林	120	他広葉樹	無名の沢（青平川）
49	ち	単層林	119	アカマツ、他広葉樹	ナシノキ沢他の源流部右岸一帯（青平川）
49	り	天然生林	105	他広葉樹、ヒバ	ナシノキ沢、ユノ沢（青平川）
50	ぬ	単層林	119	アカマツ、他広葉樹	サルコバタ沢、滝の沢（大川）
51	ね	天然生林	90	他広葉樹	滝の沢（大川）
51	に 3	単層林	89	ヒバ、スギ、他広葉樹	タジサイ沢（大川）
51	れ	単層林	119	アカマツ、他広葉樹	タジサイ沢（大川）
51	ち 3	単層林	82	アカマツ、他広葉樹	タジサイ沢（大川）
51	そ 1	天然生林	95	アカマツ、他広葉樹	タジサイ沢（大川）
51	そ 2	単層林	38	アカマツ、他広葉樹	タジサイ沢（大川）
52	か	天然生林	180	他広葉樹	大作沢とシュリ山沢の出合（大川）
52	わ	天然生林	45	他広葉樹、クロマツ	シュリ山沢（大川）
52	る	天然生林	180	ブナ、クリ、他広葉樹	シュリ山沢（大川）
52	た	天然生林	180	他広葉樹、ヒバ	シュリ山沢（大川）
52	よ	天然生林	120	他広葉樹	シュリ山沢（大川）
53	へ	単層林	121	アカマツ、他広葉樹	無名の沢（大川）
53	と	単層林	121	アカマツ、他広葉樹	無名の沢（大川）
53	ち	単層林	121	アカマツ、他広葉樹	無名の沢（大川）
54	に	単層林	115	アカマツ、クロマツ、他広葉樹	セヤストレイ沢（蛙谷地川、大川）
54	へ	天然生林	145	他広葉樹、アカマツ	セヤストレイ沢（蛙谷地川、大川）
54	と	天然生林	145	他広葉樹、アカマツ	セヤストレイ沢（蛙谷地川）、ヌマノコ沢と一つ北の無名の沢（大川）
54	ほ	単層林	115	アカマツ、他広葉樹	セヤストレイ沢（蛙谷地川）
84	い 13	単層林	112	アカマツ、他広葉樹	国道 338 号西側段丘の無名の沢
84	い 14	単層林	112	アカマツ、他広葉樹	国道 338 号西側段丘の無名の沢
384	ぬ	天然生林	64	他広葉樹	渡場川源頭部右岸
439	に	単層林	104	アカマツ、ミズナラ、他広葉樹	ノキシバ沢（奥内川）
439	い 13	単層林	104	スギ、他広葉樹	ノキシバ沢（奥内川）
439	い 12	単層林	106	スギ、他広葉樹	ノキシバ沢（奥内川）
439	ほ	単層林	100	スギ、ヒバ、アカマツ	ノキシバ沢（奥内川）
438	ち	天然生林	73	ミズナラ、他広葉樹	川代沢左股源頭部（奥内川）
438	ぬ	天然生林	107	ミズナラ、他広葉樹	川代沢（奥内川）
438	る	天然生林	107	ミズナラ、他広葉樹	川代沢（奥内川）

[別表 1-2]

林班	小班	林種	林齢	樹種
380	に 1	天然生林	90	ミズナラ、ブナ、他広葉樹
380	に 2	天然生林	78	ミズナラ、ブナ、他広葉樹
381	は 3	天然生林	178	他広葉樹、ミズナラ、イタヤカエデ
381	は 4	天然生林	198	他広葉樹、ミズナラ、イタヤカエデ
381	ほ 5	天然生林	179	ヒバ、他広葉樹
381	ほ 4	天然生林	173	ヒバ、他広葉樹
381	ほ 7	天然生林	173	ヒバ、他広葉樹
381	ほ 2	天然生林	188	ブナ、他広葉樹、ミズナラ
381	ほ 3	天然生林	198	ブナ、ミズナラ、他広葉樹
381	ほ 1	天然生林	168	他広葉樹、ミズナラ、ブナ
381	へ	育成天然林	128	他広葉樹、ミズナラ、ブナ
384	は 1	天然生林	188	ミズナラ、他広葉樹
384	ち	天然生林	53	他広葉樹
384	ほ	天然生林	55	他広葉樹

[別表 1-3]

名称	飛散距離	原因	参照
白馬ウィンドファーム	200～250m	台風	6)
与那国風力発電所	500m	台風	7)
ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	8)
東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	9)
的山大島風力発電所	330m	台風	10)
番屋風力発電所	400m	台風	11)

○日刊新聞紙における公告

東奥日報（令和 7 年 5 月 14 日（水）朝刊）25 面

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告・縦覧いたします。

一、事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
代表取締役社長 諏訪部 哲也
事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
大手町ファーストスクエアウエストタワー

二、対象事業の名称 種類 模 型
(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
発電設備出力 最大(2000)キロワット
風力発電機の基数 最大二十七基

三、対象事業実施区域 青森県東通村及びむつ市

四、関係地域の範囲 青森県東通村及びむつ市

五、縦覧の場所・時間
東通村役場二階企画課、むつ市役所環境政策課
(土・日・祝日を除く開庁時)
電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<https://www.aurus-energy.com/assessment/12537/>
二〇二五年五月十四日(水)から六月三十日(月)まで
電子縦覧は次の図書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を
お持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函
くださるか、二〇二五年六月三十日(月)までに左記の
問い合わせ先へご連絡ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時・場所
二〇二五年五月二十四日(土)十三時から十四時
小田野沢地区学習等共用センター
(青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向三七二
二〇二五年五月二十四日(土)十七時三十分から
十八時三十分
砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」
(青森県下北郡東通村大字砂子又字川原十二
二〇二五年五月二十五日(日)十三時から十四時
奥内小学校 多目的活動室
(青森県むつ市大字奥内字中野四十)

八、問い合わせ先
株式会社ユースエナジーホールディングス
国内電源開発企画部 環境アセスメント担当
〒〇〇〇〇〇四 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
大手町ファーストスクエアウエストタワー
電話 〇三(五四〇四)五三三七
※報道機関の方：経営企画部広報グループ
〇三(五四〇四)五三三〇
(お問い合わせ時間：土・日、祝日を除く九時十五分から
十二時、十三時から十七時三十分まで)

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

広報むつ vol.131 2025 年 5 月号 p.5



(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電 事業環境影響評価方法書

むつ市奥内地区および東通村小田野沢地区、砂子又地区周辺で、(株)ユーラスエネルギーホールディングス(本社:東京)が計画している風力発電事業に関して、評価項目、調査予測評価手法を記載した「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を行ないます。

縦覧および意見受付期間

▶いつ 5/14(水)～6/30(月)

▶どこで むつ市役所環境政策課

説明会

▶いつ 5/25(日) 13:00～14:00

▶どこで 奥内小学校多目的活動室
(青森県むつ市大字奥内字中野 40)

問 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目
5 番 1 号 大手町ファーストスクエアウエ
ストタワー 3 階

環境アセスメント担当(青木・桶田)

☎ 03-5404-5337

「(仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会のお知らせ

東通村とむつ市において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業の「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会が行われます。詳細は以下の通りとなります。ご確認よろしくお願いたします。

縦覧書類 (仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業
環境影響評価方法書

対象事業実施区域の位置 東通村 (小田野沢地区、砂子又地区) とむつ市 (奥内地区) の周辺の国有林を中心とした地域

縦覧場所 東通村役場 2 階 企画課

右記の QR で電子縦覧も行います。



縦覧期間 5 月 14 日 (水) ~ 6 月 30 日 (月)

意見書受付終了日 6 月 30 日 (月)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む) をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、以下のお問い合わせ先へご郵送ください (当日消印有効)。

縦覧・意見書箱受付時間

役場の開庁時

説明会の場所・日時

5 月 24 日 (土) 13 時 ~ 14 時

小田野沢地区学習等供用センター

(東通村大字小田野沢字北向 37-2)

5 月 24 日 (土)

17 時 30 分 ~ 18 時 30 分

砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」

(東通村大字砂子又字川原 10-1)

《お問合せ先》

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

大手町ファーストスクエアウエストタワー 3 階

☎03-5405-5337

(環境アセスメント担当) 青木、桶田

○インターネットによるお知らせ

青森県のウェブサイト



新着情報

Google 検索

メニュー

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課 > (仮称) 小田野沢3風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野：環境・エコ

更新日付：2025年5月19日 自然保護課

(仮称) 小田野沢3風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	(仮称) 小田野沢3風力発電事業 (※公告等ではローマ数字の3を用いています。)
事業者	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大162,000kW
対象事業実施区域	東通村及びむつ市
関係地域	東通村及びむつ市
配慮書	公告：令和6年10月11日 縦覧：令和6年10月11日～令和6年11月11日 (縦覧場所) 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課 (電子縦覧) https://www.eurus-energy.com/assessment/105466/ 審査会意見：令和6年12月17日 (内容はこちらです) 知事意見：令和7年1月7日 (内容はこちらです)
方法書	公告：令和7年5月14日 縦覧：令和7年5月14日～6月30日 (縦覧場所) 東通村役場二階企画課、むつ市役所環境政策課 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和7年5月24日 小田野沢地区学習等供用センター ・令和7年5月24日 砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」 ・令和7年5月25日 奥内小学校 多目的活動室 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
準備書	
評価書	
事後調査等報告書	

関連ページ

- 環境アセスメント（環境保全ページ）
- 環境影響評価の案件一覧

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

お問い合わせ

このページを印刷する

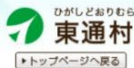
この記事シェアする



フォローする



東通村のウェブサイト



ひがしどおりむら
東通村
 大きな自然と科学の調和…
 限りなく飛躍する
 未来を拓く村

[本文へ](#)
[携帯版サイト](#)
[Foreign Languages](#)
 文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

[検索の方法](#)
[サイトマップ](#)

[東通村のご紹介](#)
[村民の方へ](#)
[事業者の方へ](#)
[観光・歴史](#)
[行政・まちづくり](#)

「(仮称) 小田野沢iii
風力発電事業 環境
影響評価方法書」の
縦覧と説明会のお知
らせ



[東通村トップページ](#) > 「(仮称) 小田野沢iii風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会のお知らせ

「(仮称) 小田野沢iii風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦
覧と説明会のお知らせ

印刷用ページ

最終更新日：2025年5月14日

東通村とむつ市において、株式会社ユースエナジーホールディングスが計画している風力発電事業の「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会が行われます。

縦覧書類

(仮称) 小田野沢iii風力発電事業 環境影響評価方法書

対象事業実施区域の位置

青森県下北郡東通村（小田野沢地区、砂子又地区）とむつ市（奥内地区）の周辺の国有林を中心とした地域

縦覧場所

- ・東通村役場 2階 企画課（土、日、祝日を除く開庁時）
- ・むつ市役所本庁舎 環境政策課

下記のURLで電子縦覧も行います。

[「\(仮称\) 小田野沢iii風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について](#)

縦覧期間

令和7年5月14日（水）～6月30日（月）
 ※令和7年6月30日（月）が意見書受付終了日となります。
 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、以下の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

説明会の場所・日時

5/24（土）13：00～14：00 小田野沢地区学習等供用センター
 （青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向37-2）

5/24（土）17：30～18：30 砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」
 （青森県下北郡東通村大字砂子又字川原10-1）

5/25（日）13：00～14：00 奥内小学校多目的活動室
 （青森県むつ市大字奥内字中野40）

お問い合わせ先

株式会社ユースエナジーホールディングス
 〒105-0001
 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアウエストタワー3階
 電話 03 (5405) 5337
 (担当) 国内事業企画部 環境アセスメント担当 青木・桶田

本ページに関するアンケート

このページは使いやすかったですか？

☒ 使いやすかった
 ☐ どちらともいえない
 ☐ 使いにくかった

本ページに関するお問い合わせ先

企画課企画グループ
 所在地：〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)
 電話番号：0175-27-2111
 Fax番号：0175-27-2130
 メールアドレス：kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[東通村ホームページについて](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問い合わせ](#)
[関連リンク集](#)

東通村役場
 所在地：〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [交通アクセス](#)
 電話：0175-27-2111（代表） Fax：0175-27-2130 E-mail：soumu@vill.higashidoori.lg.jp



Copyright(C) Higashidoori village. All Rights Reserved.

風力発電事業に係る縦覧について

「(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

むつ市及び東通村において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り継覧いたします。

縱覽書箱

(仮称)小田野沢川風力発電事業 環境影響評価方法書

对象事業実施区域

青森県むつ市奥内地区及び下北郡東通村小田野沢地区砂子又地区周辺

関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市、東通村

縦覧場所

- むつ市環境政策課
 - 電子縦覧（下記リンク）
- <http://www.eurus-energy.com/assessment/127527/>

縱覽期間

令和7年5月14日（水）から令和7年6月30日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時）

意見書の受付

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見（日本語）をご記入のうえ、令和7年6月30日（月）までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へ先ご郵送ください。（当日消印有効）

問い合わせ先

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
佐々木 TEL:070-3057-7038

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員



- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路、
国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

この記事をSNSでシェアする



この記事への
お問い合わせ

市民生活部環境政策課
〒035-8586
青森県むつ市中央一丁目8-1
電話：0175-22-1111(代表)
環境衛生担当 内線：2451～2454
廃棄物対策担当 内線：2461～2464

▶メールでのお問い合わせ

アンケートフォーム ホームページのよりよい運営のため、アンケートにご協力をお願いします

事業者のウェブサイト(1/2)

2025.05.14 更新

(仮称) 小田野沢川風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表、縦覧について

事業案内 発電所のご案内

2025年5月14日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、2025年5月13日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 小田野沢川風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、青森県知事及びむつ市長、東通村長に送付しました。
方法書及び要約書を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 小田野沢川風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大162,000kW (定格出力最大6,000kWの風力発電機を最大27基設置)
対象事業実施区域	青森県むつ市及び東通村

縦覧について

縦覧の場所	むつ市役所環境政策課 東通村役場二階企画課
縦覧期間	2025年5月14日(水)から6月30日(月)まで 電子縦覧は次の圖書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。
縦覧時間	土、日、祝日を除く開庁・開館時
電子縦覧	当ページにて電子縦覧を実施します。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/127527/)

意見書の提出について

提出方法	方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。
意見書受付期間	2025年5月14日(水)から6月30日(月)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	(仮称) 小田野沢川風力発電事業 環境影響評価方法書 ご意見記入用紙

(仮称) 小田野沢川風力発電事業 環境影響評価方法書 ご意見記入用紙

 [151 KB]

事業者のウェブサイト(2/2)

— 住民説明会の開催について

- 2025年5月24日（土）13:00～14:00
小田野沢地区学習等供用センター（青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向37-2）
- 2025年5月24日（土）17:30～18:30
砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」（青森県下北郡東通村大字砂子又字川原10-1）
- 2025年5月25日（日）13:00～14:00
奥内小学校 多目的活動室（むつ市大字奥内字中野40）

— お問い合わせ先

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアウ エストタワー
担当	国内電源開発企画部 環境アセスメント担当
電話番号	03-5404-5337 (報道機関の方：経営企画部広報グループ 03-5404-5340)
お問い合わせ 時間	土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

— 方法書

[方法書の縦覧はこちら](#) ➡

— 方法書及び要約書について

方法書及び要約書は、次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製したものです。

[環境影響評価図書一覧に戻る](#)

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先 〒100-0001 東京都千代田区大手町 1-5-1
大手町ファーストスクエアウエストタワー
(株)ユーラスエナジーホールディングス
国内電源開発企画部 環境アセスメント担当 宛

○意見書の提出期限 2025 年 6 月 30 日(月)〔当日消印有効〕

令和 年 月 日

[illegible]

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。